

## 金子原二郎前長崎県知事（現参議院議員）及び谷川弥一元農林水産大臣政務官（現衆議院議員）の株式会社T・G・Fの入植等にかかる対応を非難する声明

1) 金子原二郎氏については、まず、入植応募者は募集締切の翌日に知ったと当時の記者会見の場で発言しているが、実際には、(株)T・G・Fの入植については、娘から聞いて知ったという新聞記事があることから募集締切前に知っていたものと考えられることや、渡辺証人の「第4回選考委員会の情報を事前に報告していた。」との証言から、(株)T・G・Fの入植の経過については、承知しうる立場にあったのみならず、関心を持っていたものと十分推察できる。

また、娘婿が新しく設立し、娘も役員となっている企業が、諫早湾干拓地への入植に応募したことを知り、「まずい」と思ったと新聞記事にはあるが、その後、嫁ぎ先の会社の経営に口出しできないなどとして、そのまま放置した結果、身内の会社が入植を果たすこととなった。

さらに、ながさき「食と農」支援事業においては、事前の審査委員会で高評価であった事業者が、最終の知事レクによって不採択となる経過を辿っているが、報告を受けていないにもかかわらず、その事業者の過去の補助の状況を知っていたり、当該事業者が周囲から(株)T・G・Fへの協力要請を受けていたことなどの実態が明らかとなった。

2) 一方、谷川弥一氏については、まず、(株)谷川建設から連なる系列の会社の経営には、関与していないとの谷川喜一氏からの証言はあるが、入植時に当初設立を企図していた(株)谷川農場(仮称)には、役員として名を連ねている。

これについて、谷川喜一証人は、「通常の商業法人をつくる中での親族

企業の在り方で構成されてあったというふうに思いますので、そういった認識でありました。」と証言しているが、このことは、親族会社に谷川弥一氏が入ることを想定していることになり、経営に関与していないとの証言に疑念を抱かせるものである。

次に、長崎県農業改良普及センターに対して行った営農相談の記録にオリブ等について会長に相談するとの記載があることが明らかになった。

当時、会長といえば谷川弥一氏を指すものであるが、これに対し、谷川喜一氏は、「あくまでも社長である自分と相談を行った。」との証言をしているものの、証言より記録の信憑性が高いと言わざるを得ない。

さらに、(株)T・G・Fの入植が記事になると、「取締役をやめさせる。」や「当初は入植者が少なかったため、失敗させたらいけないと思い申し込んだ。」という発言の新聞記事があるなど、(株)T・G・Fへの関与は明らかであり、入植に大きな関心を寄せていたことは疑う余地がない。

加えて、谷川喜一証人の、「谷川代議士の元秘書である山下氏に依頼して、農林水産省の職員を紹介してもらい、その職員からカルビーポテトを紹介してもらった。」との証言があり、これに対し、山下証人は、「カルビーの件で、谷川喜一氏から相談を受けた記憶はない。」と証言し、両者の意見は一致を見ないが、依頼を行ったことを認めている発言は、谷川弥一氏の関与を色濃くするものである。

3) さらに両者の存在があったからこそと考えられる疑念として、第1に(株)T・G・Fの設立や借地の申請にかかる相談を所管市の農業委員会ではなく、県農業会議や県に対して行っていること。

第2に関係者の証言や提出された資料からは、(株)T・G・Fの各種申請等の内容に虚偽と認めざるを得ない記載があるにもかかわらず、特に問題とすることもなく認定等が行われていること。

第3に認定等にかかる事務について、大村市農業委員会や大村市におい

て異例の速さで事務処理が行われていること等も明らかとなった。

なぜ、(株)T・G・Fの各種申請等に絡んで、異例とも思われるような処理が公的機関で行われたのかについて、その真相を究明するまでには至らなかったが、当時の権力者である農林水産大臣政務官であった谷川衆議院議員の存在、並びに、当時の県の農林行政の最高責任者である長崎県知事であった金子参議院議員の存在とともに、さらには、両者が姻戚関係にあるといったことが、事務方をして、圧力を感じさせていたことが影響しているものと、推察できるところであり、国会でも取り上げられたことも含め、一般的に疑念を拭い去ることはできないものである。

4) こうしたことから、金子原二郎氏においては、当時の長崎県知事という立場を考えると、これだけ多大な国費や県費を投じてなされた諫早湾干拓事業を成功させるために、有望でかつ有能な農業者の入植を優先させるべきであり、本来、身内に対して、一般より厳しい態度で接すべきであった。

しかしながら、本人の身内の入植申し込みに対し、「まずい」と思いながらこれを放置し、入植選定の事務を進めさせたことは、本当に「まずい」と思ったのか、県民に知られなければそれでよしとし、あるいは、逆にうまく入植できれば、との思いがあったのかは、推測の限りではないが、しかし、莫大な公費を投入するなか、本県の農業振興のあり方として画期的な大規模農業を実践するものとして、県民期待の事業であり、それを担う選ばれた経営体としては、本来は、農業のみで成り立つべきものであり、生産性を高め、農業収入を上げることで、本県農業の牽引役としての役割を期待されているものであることを考慮すると、かかる、身内に甘い対応は、県民の利益・信頼よりも身内の企業の利益を優先させるものとして、県民の怒りや非難を免れるものではない。

一方、谷川弥一氏においては、身内の法人である(株)T・G・Fを設立させ、入植させるということに関与したということは、これまでの証言等か

ら疑いのないところである。

当時、農林水産大臣政務官という諫早湾干拓事業に大きな影響をもたらす立場にあり、公平・公正に事業を推進するという職責を果たすべきにも拘らず、自身の身内に利益をもたらさんとするかのものであり、県民感情からして容認することができないのみならず、金子原二郎氏と同様、その姿勢は、非難されるべきものである。

5) これらのことから、本委員会は両名に対し、証人として出頭を要請する必要があるものと判断し、出頭請求を行ったものであるが、両名ともに不出頭の届けがなされ、出頭に応じなかった。

その理由において、両名とも同様に「他の証人の証言等により自分の潔白は立証されていること」、「委員会の運営が公平・公正でないこと」を挙げている。

第1の理由は、被請求者が自らの判断で出頭の必要は無いとしたものであるが、これが認められるのであれば、委員会において必要性を認め決定した出頭請求であっても、被請求者が不要であると主張するだけで、すべてを無効とすることが可能となり、地方自治法第100条の権限を与えられた委員会は、真相究明の手段を失い、形骸化してしまうものである。

また、第2の理由については、一度も当委員会に出席しておらず、事実を認知することもなく非難だけを行っているに過ぎないものである。

よって、本委員会は、当該理由が正当な理由に当たらないとして告発を行うことを決定し、その後、再度、出頭を求めたが、これについても、前と同様の理由により出頭を拒否した。

これにより、2度にわたる、委員会としての決定、議会の議決を行うこととなり、結果、2度の刑事告発を行ったところであり、現在、国会議員という立場にある者として、まことに異例の事態となった。

地方自治の両輪のトップである知事・議長として、地方自治に携わっ

たものが、諫早湾干拓事業の入植者選定に関する調査のため適正な事務のもと行われた百条委員会を無視し、踏みにじるような姿勢を持つということは、法に照らした制度や審議を毀損し、また、真相を究明すべきとする県民の期待を裏切るものとして到底許されるものではなく、委員会に出席して主張することこそが、両名に対し、県民から強く求められていたことからしても、このように不遜な自己の主張のみに基づく、一方的な行為については、本県議会としても断固、抗議せざるを得ない。

本来、国家の重責を担う公人として、また、当時、諫早湾干拓事業の本県における責任ある立場にいた者として、堂々と出頭して証言をすべきにもかかわらず、正当な理由もなく、出頭を拒否することは、まことに遺憾の極みであり、このことにより、真相究明を困難にし、かえって、疑惑が深まることとなり、本県議会としては、他の証言から得られた事実や提出された資料により、推察せざるを得ない結果となったものである。

平成24年7月13日

長 崎 県 議 会